

ロンドンの地方団体について

—ロンドン大学G.ジョーンズ教授による講演から—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 071 (JUL.12,1993)

はじめに

第1章 ロンドンの地方団体の歴史

第2章 歴史からの結論

第3章 現在のシステム

第4章 ロンドン・バラの問題点

第5章 将来の改革に向けて

財団法人 自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

目 次

はじめに -----	1
第1章 ロンドンの地方団体の歴史 -----	2
第2章 歴史からの結論 -----	3
第3章 現在のシステム -----	4
1 バラ -----	4
2 政府 -----	4
3 政府任命機関 -----	5
4 バラが共同で運営する機関 -----	5
5 規制機関 -----	6
第4章 ロンドン・バラの問題点 -----	6
第5章 将来の改革に向けて -----	9
1 強大なロンドン行政庁 -----	9
2 市長とロンドン行政庁の組み合わせ -----	9
3 サウス・イースト地方の選出された運輸局 -----	10
4 サウス・イースト合同諮問委員会 -----	10
5 ロンドン担当大臣 -----	10
6 専門家で構成するロンドン開発公社 -----	10
7 City of Londonの拡張 -----	11
8 現行制度の保持 -----	11
クレアレポート既刊号のご案内 -----	12

はしがき

ロンドンには首都を代表する地方団体がない。東京に例えれば、区はあるが、都がない。1986年までは大ロンドン県(Greater London Council)というれっきとした地方団体があったが、その年にサッチャー内閣によって廃止された。

スペインのバルセロナ、デンマークのコペンハーゲンもロンドン同様に県がない。したがってロンドンだけが極端な例外ではないが、まったくの支障はないのだろうか。最近まで将来のロンドンの在り方について、あまり議論はされていなかったが、昨年、総選挙が近づくにつれて、政党や地方関係の団体あるいは学者から次々と意見が発表されるようになった。

そこで一昨年の12月に、ロンドン大学のG. ジョーンズ教授に「ロンドンの行政府について」と題する講演を自治体国際化協会ロンドン事務所でお願いした。この講演を要約したのが本クリア・レポートである。また、この講演には当事務所職員の他に、在ロンドンの地方事務所や日本大使館の職員、留学中の学者の参加があった。

なお、G. ジョーンズ教授は、地方自治制度に関する有名な学者であり、1974年から1976年にはレイフィールド委員会（地方財政についての政府の諮問委員会）の委員として活躍している。著書は多数あり、その代表的なものとして”New Approaches to Central-Local Government Relationship(1980)” ”The Case for Local Government (1983)” が挙げられる。

第1章. ロンドンの地方団体の歴史

ロンドンの行政をどうするかという基本的問題は19世紀から存在していた。ロンドンを一体的に統治する地方団体が必要という意見と、行政府というものは、もっと細かく分割された地域の考えを吸収しうる程度のものが好ましいとする意見との対立である。

19世紀初頭には、ロンドンは多くの機構に分けられていて、統一の自治体というものは存在しなかった。ただ行政区といえるものとしては、最下位に位置するものとしてパリッシュ（教区）があって、その統治機関として教区会が置かれていた。また、上部団体としてはミドルセックス(Middlesex)とサリー(Surrey)の二つのカウンティ（県）がロンドンと周辺の地域にまたがる広い範囲を治めていた。

他方、シティの壁に囲まれた1平方マイルの区域には、中世の時代から続くCity of Londonという歴史的に独立した自治体が存在していた。その後、経済が成長しロンドンと呼ばれる地域が拡大していったにもかかわらず、シティ(City)の区域は変わらなかった。その理由の一つは、勢力を誇る銀行関係者や事業家が、シティが大きくなればその自治組織が崩れることを怖れたからである。

19世紀になると社会の急激な変化につれて、それまでのパリッシュとカウンティという二重統治構造も変質を受けざるを得なくなっていた。犯罪の多発に伴い、1829年には首都警察が創設され、これがロンドンにおける最初の特別地方団体となった。その管轄区域は規制の市街地全域とこれを超える範囲に及んだ。この首都警察は政府直轄の組織であって、その最終責任は内務省にあった。しかしCity of Londonだけは、これとは別の警察組織を持ち、警官の身に付けるヘルメットも別であった。

19世紀半ばになると、道路建設や下水道など大がかりな公共事業に携わるまったく新たな統治機関を置く必要が出てきた。このため、1855年にはパリッシュの各代表で構成する首都圏土木委員会(Metropolitan Board of Works略してMBW: 1855~89年)が設立された。この委員会は、多くの大規模な都市開発事業を行うことをその責務とした。このようにして、次第に特別団体が生まれていったことは、行政府としてのロンドンが二層制になっていったことを意味する。基本的制度としては、この二層制の形態は現在に至るまで続いていると言うことができる。首都圏土木委員会は腐敗した団体で、特に土地開発に絡んだスキャンダルで崩壊し、これに代わって1889年にはロンドン県(London County Council略してLCC)が創設された。県議会議員は地方自治体としては初めて直接選挙で選ばれ、その管轄区域は1880年当時の既成市街地に及んだ。なお、前年には国会で地方自治法が成立し、これによってイングランド及びウェールズには地方議会が設置されることとなった。

さらに1899年には、ロンドンのパリッシュとその教区会はメトロポリタン・バラ(特別区Metropolitan boroughs)に整理統合された。つまり、今世紀初頭のロンドンには県とバラが存在していたことになる。この制度は1965年の大改革の時まで続いた。その年、ロンドン県は廃止され、代わって大ロンドン県(Greater London Council略してGLC)が設立された。大ロンドン県では行政機能の減量化、効率化が図られ、その結果土地利用計画などを代表とする総合調整機能を行うことがその主な役割とされた。

GLCの管轄区域は1960年代の既成市街地であったが、それはロンドン県の時の範

囲より広がっていた。しかし、この広域行政とも言える範囲に異論を唱える者もいた。1957年から1960年にかけて開かれたハーバート委員会では、GLCの権限の及ぶ範囲をさらに広げるべきだとの意見が出された。しかしながら、保守党の勢力が非常に強い周辺部のアウター・ロンドン(Outer London)では、GLCの管轄下に入ることで労働党のコントロールを受けるのではないかと恐れ反対したため、その多くは大ロンドンには編入されなかったのである。

GLCは、1986年に当時のサッチャー政権が他の6つの大都市圏の県とともに廃止を決定するまで存続した。廃止によってその機能の多くは政府、各々のバラ、各種機関、委員会へと分割されたのである。

第2章. 歴史からの結論

以上、時代を追ってロンドンの歴史を概観してみた訳であるが、ここから以下のような問題点が指摘できると思われる。

1) ロンドンのような大都市では、常に経済的・社会的な変動がある。したがって、そういった大都市においては地方団体も経済的・社会的実態を反映していかなければならないと考える人は多い。このことがこれまで絶えず地方団体を改革しようとする圧力となった。

2) 社会的状況の変化と行政の対応との間には、いつも時間的なズレが生じる。特定の問題が起きると、これに対応するための特別委員会が設置され、やがて委員会は一般行政組織に吸収されるのである。この流れはロンドンの歴史の中でも何度も繰り返された。首都警察、ロンドン乗客輸送委員会がその例である。

3) これまでロンドンの行政上の境界がどこにあるのか。あるいはそもそもロンドンとは何かという点でのコンセンサスがなかった。これは英國の他の地方都市とは根本的に異なる点である。

4) City of Londonは、一切の改革の波や他の行政体との合併を一貫して拒絶している。

5) 地方自治体はコミュニティの考えを反映するものだとする人々と、地方自治体の主要な役割はサービスの提供であり、効果的なサービスを提供するためには大きな行政政府が必要だとする人々との意見の対立がある。

6) ロンドン全域に一律かつ明確な行政を望む声と、コミュニティの需要の実情に即した行政単位で考えるべきだとする声との間に齟齬がある。

7) すでに現行の組織の内部にいる人々の意識の間には、一種の保守主義というものがあって、変革の動きに対しては反対の立場を取ろうとするものである。例えば、1965年

のLCC廃止に反対の立場を取ったのもそういった既存の組織の中にいる人々であった。今回は、現在のバラの行政に携わっている人々が変革の必要がないと主張している。

8) 19世紀以来、ロンドンの行政に関して、ハーバート委員会、オンズロー委員会などが定期的な診断を下して来た。大ロンドン・グループのリポートなどの非公式な診断書も数多く提出された。

第3章 現在のシステム

1986年GLCが廃止されたあと、現在ではロンドンには32のバラが存在し、それぞれ自治体としての行政を行っているが、それ以外にロンドン全体の地方行政を統括し、調整したり、あるいは特定の目的を持って、政府や各種の独立機関がさまざまな役割を担っているのが現在のロンドンの姿である。具体的には、以下の5つの異なった性格の行政機関が機能している。

1 バラ (The boroughs)

32のバラとCity of Londonは、東京都の区に相当する地方団体である。バラの権限の範囲は、教育、社会福祉、住宅、開発規制、環境衛生、芸術、レジャー及びレクリエーションなどである。

バラの平均人口は、200,000人から250,000人である。金融、商業の心臓部ともいえるシティの場合、夜間人口は6,000人であるのに対して昼間人口は約300,000人にもなる。各バラは大きな議会を有し、議員は4年に一度選出される。また、その内部組織はほぼ同じで大きな違いはない。

現在バラの利益を代表する協議会が二つ存在する。元来は、保守党寄りのロンドン・バラ協議会 (London Borough AssociationあるいはLBA) だけであったが、1980年代に、協議会の政策に不満をもつ労働党支持のバラが脱会し、独自にロンドン自治体協議会 (Association of London Authorities あるいはALA) を結成したからである。

2 政府 (Central Government)

中央政府の各省庁において、合わせて450人の国家公務員がロンドンの行政の重要な部分を担っている。自治区に相当する環境省は土地利用と住宅に関する事項を所管しており、また同省にはロンドンにはロンドン地区事務所が置かれていて、ここの所長はロンドンに関するあらゆる数字を調査し把握しているという点では、俗にロンドンの長官と呼ぶことができよう。運輸省は基幹道路と一部の橋梁、さらにロンドンの交通体系と信号機システムに関する事項を所管している。また、内務省は首都警察及び消防に関する事項を、保健省はロンドン全体を4つの区域に分けて区域ごとの保健医療行政を所管している。さらに、雇用省は雇用促進を図るために各種のサービスを開拓しており、特に実務訓練所の監督を通じて職業訓練に関することがらを所管している。

これ以外にも、政府が直接にロンドンの行政に関わっている例としては、ロンドン観光局の事業運営や、芸術・図書館局が芸術文化複合施設サウス・バンク・センター (South

Bank Centre)、ロンドン博物館等を監督していることなどを挙げることができる。

このように、中央政府は自らあるいは規制、指導、監督、モニタリング等を通じて、ロンドンの行政に深く多方面に関わっている。

3 政府任命機関 (Centrally Appointed Bodies)

中央政府が直接行政に関与するのではなく、政府が任命する委員会、機関を通じて関与する場合もある。こういった委員会、機関は以下の 11 団体がある。

- * ロンドン交通公団 (London Transport)
- * 4 つの保健医療機関 (Health Authorities)
- * スポーツ協議会 (Sports Council)
- * 芸術評議会 (Arts Council)
- * ロンドン・ドックランド開発公社 (London Docklands Development Corporation)
- * 歴史的建築物及び記念碑委員会
- * ロンドン港湾管理委員会 (London Port Authority)
- * 英国国有鉄道 (その法人組織であるネットワーク・サウス・イースト Network South East)
- * 王立公園
- * ロンドン博物館 (Museum of London)
- * ロンドン精算事業団 (London Residuary Body)

4 バラが共同で運営する機関

各バラが共同で構成し、広域的な行政課題や問題に取り組むために運営されている機関のことである。例えば、ロンドン計画諮問委員会 (L P A C) は実質的には大ロンドンの総合的な都市計画行政を審議し、中央政府の出す指針に対して各バラの意向を反映させる役割を担っている。

その他、消防署、消防車両を司り、災害から市民の安全を確保することを業務としているロンドン消防局、廃棄物処理を監理し、危険物処理を規制するためのロンドン廃棄物規制委員会、環境問題委員会、ロンドン・リサーチ・センター、ロンドン観光局、ドックランド諮問委員会などがある。

特殊なものとしてはロンドン・バラ補助金委員会があるが、ここでは政府から来る補助金を各ボランティア団体に配分する業務を行っている。また、サウス・イースト地方計画協議会は、その名称が示す通り大ロンドンとケント県 (Kent)、イースト・サセックス県 (East Sussex)、サリー県 (Surrey) などを包含するサウス・イーストと呼ばれる地方 (region) に関することがらの総合的な企画調整を行っている。

地域ごとにいくつかのバラが共同して運営している例としては、廃棄物処理を行う機関が挙げられる。処理機関は全部で 4 つあり、それぞれの処理機関は関係するバラによって共同で運営されている。ごみの収集はバラが行うが、その後ごみはこれらの処理機関によって廃棄処分される、といった関係になっている。前述のロンドン廃棄物規制委員会はこれらの機関を統括する役目を果たしている。

このように、各バラが共同で運営している機関の例はさまざまな分野に及んでいるが、組織的にも、固有の職員を雇っているケースもあれば、特定のバラが中心となって事務管理を引き受けているケースも見られるなど多種多様である。例えば、L P A C 本部はヘイヴァーリング区 (Havering) にあり、補助金計画に関することはリッチモンド区 (Richmond) が中心となって企画立案に当たっている。

5 規制機関 (Regulated Institutions)

民間団体やボランティア団体によって事業運営されている分野についても、それらを一定の基準で監視し、過分な利潤を上げるなど不当行為があった事実がある場合に何らかの処分をするなどして規制を行う機関としては以下のようなものがある。

* O F G A S (Office of Gas Supply ガス事業基準委員会)

ガス事業免許の認可、利用料金の上限の決定、ガスに関する苦情調査など

* O F F E R (Office of Electricity Regulation 電力事業規制委員会)

電力供給の確保、電力供給における競争原理の推進、消費者利益の保護および電力節減の推進など

* O F W A T (Office of Water Services)

上、下水道業者の監視、料金の適正化、経済効率の推進、消費者利益の保護など

* 住宅組合を監督する住宅公社

* ロンドン救急サービスー国民医療保険制度の下に運営されている一種の信託会社

以上1から5までロンドンの行政にはさまざまな顔をもった機関が関わっており、現在のロンドン行政は、これらの機関、団体によって縦横に分割されていると言える。

第4章. ロンドン・バラの問題点

行政体としてのロンドンは、幾度も機構改革を経験して来ているが、その中でも大きな改革を挙げるとすれば、1965年のGLC創設、1986年のGLCの廃止、それから1990年の内ロンドン教育庁 (Inner London Education Authority 略して I L E A) の廃止などがある。したがって、一部にはもはやこれ以上の変革の必要はないという声も聞かれる。グレーター・ロンドン研究所では、変革の必要性を検討するため、バラを対象とした調査を行った。調査結果は、バラ自体の構造については現状を評価し、バラのレベルでは大きな問題はないというものであった。实际上も、各バラは行政規模の点において不均衡ではなく、機能面においてもだいたい均質で、バラとバラの境界の線引きも適性であると言える。

しかし、行政運営の面から見るとバラ間には明らかな格差がある。ところが、この点についてグレーター・ロンドン研究所は、この格差が行政府の構造上生じるものとは見ていない。むしろ構造そのものは健全に機能している。ここで、同研究所は次の3つの要因を指摘している。

第1に指摘しているのは、地域固有の社会問題で、殊にインナー・ロンドン・バラ(Inner London Boroughs)と呼ばれる中心部では深刻な社会問題を抱え、このことが行政にも影響を与える場合が少なくない。だが、これで行政格差の問題がすべて説明されるとは限らない。なぜならば、同じように社会問題を抱えるバラであっても、行政がうまく機能しているところもあれば、そうでないところもあるからである。

第2に指摘しているのは、政治的リーダーシップが取られているかという点である。政治的リーダーシップは、それがバラの性格を決定するという意味からも重要な要因である。これは一般的に言われることだが、議員に求められる器量と合理的なリーダーシップとは、必要不可欠なものである。

第3に指摘しているのは、行政管理の方法である。行政管理が適切に行われていないと、特定の自治体に優れた幹部職員を惹きつけ、引き留めておくことはできないと考えるのは当然のことである。

以上3つの要因の中でも、特に欠くことができないのは政治的リーダーシップである。

ところで、視点を個々のバラからロンドン全体に移してみると、どこに改革の必要性があるのかがより鮮明に見えてくると思われる。例えば次のような問題点が浮き彫りにされてこよう。まず、現状ではロンドンを代表する「声」がないこと。つまり、例えば東京都知事のような重要人物を、ロンドンを代表して迎える人がいないことである。また、ロンドン全体を調整する必要がある交通や土地利用に関する戦略的な分野で、うまく機能していない点が挙げられる。その他、ホームレスの問題、ごみと環境美化の問題、ボランティア団体への補助金不足の問題など解決を迫られている多くの問題がある。

また、現在のロンドンの行政が複雑であることも問題点の一つに挙げられる。どの機関がどのようなサービスの窓口になっているのかが市民に分かりにくいのでは、責任ある行政が行われているとは言い難い。

さらに忘れてならないのは、各バラは各々の区域の利益しか考えないという点で「近视眼」的にならざるを得ないと言うことである。ロンドン全体、あるいは一つのサービスと別のサービスとの連携を考えることのできる単一の団体がないこともマイナスに作用している。

これらの問題のうち、現在最も人々の関心を集めているのは、交通における調整機能とロンドン全体の土地利用計画である。改革派の人々は、将来における開発計画をどのようにするかを明確な形で示すように求めている。しかし、もしもそのために強大な団体が設置されれば、当然各バラの反発が予想されることを考慮しなくてはならない。そうなればローカルな物の見方を持つバラと戦略計画を立てる当局との間には衝突が避けられない。であるから、戦略的計画を立てるような当局があつてしかるべきだという単純な図式、議論にはならないのである。

一方、バラの共同委員会は、ロンドン・バラ補助金委員会を除いてそれぞれ非常に良く機能しているが、これらを整理統合したい事情もある。だが、政府の方ではこれに反対している。その理由は、かつての大ロンドン県の時代に逆戻りしたくないということがあるのである。

警察と交通とは他の行政とは仕組みが異なっていて、地域の民主的コントロールの下には行われていない。現在ロンドンの交通は、ロンドン交通公団、英國国有鉄道、民間事業

者、運輸省がそれぞれ部分的に受け持つていて、これらの団体間の調整が緊急の課題となっている。しかしながら、交通の最大の問題は、調整というよりも財政難にあると言つてよい。

警察については、シティを除いて1829年以来中央政府のコントロール下にある。ロンドンの警察は地域警察としてのみならず、国家的あるいは国際的責務を負っているというのが、その法的根拠である。このことは当然に、選挙によって選ばれた警察当局、または地方団体のコントロール下の警察というものを持つことを困難にしている。地域警察を地方団体の管轄下に置くために考えられる一つの方法としては、地域警察と国家的または国際的警察の役割を明確に分けることが考えられる。

北アイルランドは別として、国内の他の地域と比較しても、中央政府はロンドンの行政に深く関与していると言える。実際、ロンドンは政府の直轄領に近いものだと言えないこともない。ロンドンの政策に関連する仕事に携わる国家公務員は約450人いるが、これら行政官の間の調整は驚くほど欠けていると言わなければならない。多くの行政が中央政府によってなされることから、住民に対して明瞭なサービスとコントロールを与えていたとは言えない。

また中央政府との関わりという観点から述べると、ロンドンの土地利用に関する戦略的計画の実際の調整は、中央政府が行っているという議論もある。実際、この権限は、環境省並びに環境大臣へセルタインに与えられている。大ロンドン県が廃止された時、政府は県から戦略的土地利用計画に関する責任を引き継いでいる。したがって、当局がすでにある以上、土地利用を所管する新たな当局を創る必要はないという考えがこの議論の背景にある。例えば、リドリーが国務大臣であった時、彼は計画を作らないという政策を取った。同氏はサッチャーの計画否定論の熱心な支持者で、市場のメカニズムを信じていたのである。結局のところ、今求められているものは、どのような団体が必要なのかを議論する以前の問題として、計画に対する明確な政治的意思なのである。

第5章. 将来の改革に向けて

将来のロンドンについて考察する場合にあたっては、以下の点をまず考慮に入れなければならないと思われる。

まず、ロンドンの行政府の見直しがあるとすれば、バラや前述の5つの行政機関を含めたすべての行政機関を対象としなければならない。さらに改革を進める上で、包括的機関を望む人々と、大都市区域に所在する地域の利益を強く押し出すことができることにより重きを置く人々との間に衝突が避けられないという認識が必要である。結果として包括的機関を設置する方向に進んだ場合、それは当然のことながら相当の財政力と財政を運営する権限を持った機関となる。したがって、これに対して政府がある程度譲歩する必要が出て来ると思われる。

また、このような行政府にある程度の調整機能と自らの責任を期待するならば、他方で中央政府の役割は制限されることになる。したがって、中央政府の持つ権限の多くは、地域の選挙によって選ばれた団体に移されなくてはならない。できれば、責任の所在を明確化するために、この地方団体はいくつか複数の機能を持ったものにすべきである。

ロンドンという都市の特殊性という観点からは次のことが考慮されるべきである。いずれの方向に改革が進むにしても、首都として、あるいは世界都市としてのロンドンという視点を見落としてはならないこと。そして、ロンドンの行政形態が、世界都市と呼ばれる他都市のそれとは違うことも忘れてはならない。その他、シティの範囲だけがロンドンではないことや、ロンドンには直接選挙によって選ばれる市長もいないのである。

ロンドンの地元利益を優先させ、そのための予算を獲得するためにこれを代表する声が要るという点では高いコンセンサスが得られている。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドはいずれも予算を獲得するために所管大臣が閣内にいる。ところが、ロンドンはいくつかの最悪の社会問題を抱えているにもかかわらず、大臣からも、他のどこからも見過ごされているのが現在の状態である。

以上のことからも分かるように、いわゆる解決への近道はない。どのような提案が出されたとしてもこれに反対意見が出されるのであり、しかも妥協の余地は残されていないからである。

この報告書では、まとめに代えて実現可能と思われるいくつかの改革のための草案を以下に示しておきたい。

1 強大なロンドン行政府

この行政府は、運輸、交通だけでなく、土地利用計画、保健衛生、消防も受け持つ。行政府は強大な権力を持ち、内外に向けての、ロンドンの「声」を代表するものとなる。しかしながら、これは、単にホワイトホールとバラの中間に新たな官僚制度を生み出すため、その権力に対してバラが反発し、その余剰とも言える多額な支出は政治的論議を醸すだろう。

2 市長とロンドン行政府の組み合わせ

選挙で選ばれた市長職は、ニューヨーク、東京などの影響力を持つ市民リーダーと同等

のものになろう。しかし、政治的な事務総長というのは英國の政治制度にとってなじみがなく、その点では、うまく機能するかどうか分からぬ。7百万人を代表する強大な市長と政府との衝突は十分予想される。

選挙前まで、この考えの先頭に立っていたヘセルタインは、その後、市長を政治的に対立する立場にあるものと見る党内の国会議員や、市長とは関係がうまく行かないのではないかとする閣僚、地方議員らからのたびたびの反対に会い、持論の論拠を失うこととなつた。

3 サウス・イースト地方の選出された運輸局

運輸事業だけを目的とする運輸局は、サウス・イースト・ネットワークの大量輸送における投資配分、運営のあり方を調整することができ、地域に対して、直接に責任を取ることができる。しかし、そのような機関は、特に運輸関係で根強いとされるロビー団体や、経営者グループによって恣意的に操作されかねない。さらに、数百万ポンドの予算があることから、強い官僚制につながる危険がある。

4 サウス・イースト合同諮問委員会

委員会はサウス・イースト地方の全地方団体の代表で構成され、戦略的計画、運輸面で助言を与えるだけでなく、討論を通じて全体会議の場となる。都市の中心部を代表する核となるバラが形成され、地域的責任を高めるため、選挙によって選ばれた「地区議会」(neighbourhood councils)のレベルが、それを支えることになるだろう。中心以外の外側のバラは現状のまま変わらない。この構成は、現在の各委員会や機関の調整には役立つかも知れないが、その複雑な機構と、執行力に欠けることが、責任能力と効率性を弱めかねない。

ある新聞では、この議論されている諮問委員会のことを上院議会と呼んでいる。戦略計画、運輸のような重要な機能は政府に残すべきだが、その政府に情報を伝え、助言を与えることが必要である。

5 ロンドン担当大臣

このポストを置くことで、政府の各省庁間の調整をスムーズにし、ロンドンの声を反映することができる反面、ロンドンの行政が政府内により取り込まれることになろう。また、これは悲観的な見方だが、普通中央政府の機構上、各省にまたがった仕事を持つ大臣の権限は極端に弱くなるという欠点がある。

6 専門家で構成するロンドン開発公社

投資政策に関して政府に助言したり、主要な運輸投資に関する計画を立てたり、戦略的計画を策定することが、その権限となる。一方、各バラは、現在の権限をすべて保持する。委員会の理事会は政府任命か、選挙方式かのいずれかが考えられる。この機関は、行政上の問題を最小限に押さえつつも、首都機能を調整し、強力なロビー・グループという性格を持つであろう。しかし、権限が強くなればなるだけ、責任の所在が不明瞭にならざるを得ない。逆に権限が弱められると、牙を抜かれた諮問機関になってしまう。

7 City of Londonの拡張

ハムステッドの丘の例に見られるように、シティ(City of London)はシティと呼ばれる区域外にも権限をふるってきた。だが、シティは企業の利益に左右されている点で民主的であるとは言いにくい。その選挙制度を大胆に変える必要がある。しかし、改革されたにしても引き続き企業の影響力、財源から恩恵を受けることに変わりはないため、他のバラとの間に摩擦を引き起こしがちである。

8 現行制度の保持

現行制度の中でも最も批判の集中する要素を取り出して、基本的部分は変えずに、緩やかに改革することは可能である。しかし、「ロンドンの行政をどうにかしなくてはならない」という空気の中で、現行制度を保持することは難しい。

労働党、自由民主党とも、ロンドン全体を所管する新しい行政府を作ることを約束しているが、これがバラの反発を招くことを認識しなければならない。すべての我々の歴史と、今の政治的現実が示している通り、これは容易に解決される問題ではないのである。

(この論文は、1991年12月4日ロンドン事務所におけるG. ジョーンズ教授の講演を要約したものである。)

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ル	発 刊 日
第 1 号	英国の新地方税システム 一コミュニティ・チャージー	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/ 1/ 4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/ 2/ 1
第 4 号	米国連邦政府 1991会計年度予算について	1990/ 2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1986/87	1990/ 3/ 1
第 6 号	A C I R (政府間関係助言委員会) の概要	1990/ 3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) - 地方団体の収入と支出 -	1990/ 4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) - 地方税; 現行税と新税 -	1990/ 4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) - 地方団体に対する交付金制度 -	1990/ 4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) - 地方団体の予算 -	1990/ 5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) - 地方団体の会計処理 -	1990/ 5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) - 付録 -	1990/ 5/28
第 13 号	英国の 1990 年統一地方選挙	1990/ 5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/ 6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/ 7/30
第 16 号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/ 8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 - 大ロンドンの廃止をめぐって -	1990/ 9/28
第 18 号	米国の救急業務体制 (E M S)	1990/ 3/30
第 19 号	1990 年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/ 1/ 7
第 22 号	イギリス中央政府の機構	1991/ 1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び 91 年度予算の概要	1991/ 2/ 8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/ 2/28
第 25 号	米国連邦政府 1992 会計年度予算案について	1991/ 3/ 5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/ 3/11

NO	タ イ ル	発刊日
第27号	フランスの地方財政	1991/ 3/15
第28号	英国の公共支出計画と地方団体－1991年度予算案の概要－	1991/ 4/27
第29号	米国的地方公共団体の種類と機能	1991/ 4/27
第30号	ウィディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法	1991/ 5/24
第31号	英国の1991年統一地方選挙	1991/ 6/14
第32号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度－その制度と日米比較－	1991/ 7/ 5
第33号	「地方団体のための新税」協議書	1991/ 8/ 9
第34号	米国におけるべき地医療施策	1991/ 9/20
第35号	英国における教育	1991/10/17
第36号	英国における社会福祉	1991/10/17
第37号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1)－ニューヨーク市財政制度－	1991/11/13
第38号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2)－1991年ニューヨーク市財政危機－	1991/11/13
第39号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3)－1992年度ニューヨーク市予算－	1991/11/13
第40号	英国の監査制度	1992/ 1/31
第41号	フランスの下水道－第1部 制度的枠組みと改革の動向	1992/ 3/ 6
第42号	フランスの広域行政－その制度、実態及び新法による改革－	1992/ 3/13
第43号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/ 3/30
第44号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/ 3/30
第45号	フランスの地方自治体の国際交流－その理念と現状－	1992/ 3/30
第46号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/ 4/30
第47号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/ 5/25
第48号	米国・サンシティー－老人のユートピア－	1992/ 6/ 5
第49号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/ 6/10
第50号	英国の公益事業	1992/ 7/21
第51号	米国における広域行政について－ニューヨーク州、フロリダ州、カリフォルニア州－	1992/ 8/ 7
第52号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/ 8/ 7
第53号	米国地方自治の現場 1－インディアナ州エルクハート市－	1992/ 9/ 1

N O	タ イ ル	発 刊 日
第54号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第55号	1992年米国大統領選挙等の概要（1）－連邦編－	1992/12/25
第56号	1992年米国大統領選挙等の概要（2）－地方編－	1992/12/25
第57号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第58号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第59号	米国地方政府の破産	1993/ 1/20
第60号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/ 2/26
第61号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/ 2/26
第62号	サウスカロライナ州（米国地方自治の現場Ⅱ）	1993/ 3/12
第63号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/ 3/25
第64号	ニューヨーク州スカースデール村（米国地方自治の現場Ⅲ）	1993/ 3/25
第65号	英国の学校における日本教育	1993/ 3/31
第66号	フランスの地方公務員制度 第1部	1993/ 3/31
第67号	米国の成長管理政策（1）－総論・地方政府編－	1993/ 5/20
第68号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/ 5/20
第69号	シティズン・チャーター－現代版マグナカルタ？－	1993/ 6/21
第70号	フランスの地方公務員制度－第2部－	1993/ 7/10
第71号	ロンドンの地方団体について	1993/ 7/10